

よろしく
お願いします

教職員の異動についてお知らせします

▼ 越生小学校 ▼

【転出】

教頭 青木伸広（坂戸市教育委員会へ）
教諭 佐藤賀一（鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校へ）

【転入】

教頭 野口正孝（入間市立藤沢北小学校から）
教諭 成田恭平（毛呂山町立泉野小学校から）
教諭 田中恵理（新採用）

▼ 梅園小学校 ▼

【転出】

教諭 塚越 崇（鳩山町立今宿小学校(主幹教諭)へ）

▼ 越生中学校 ▼

【退職】

栄養技師 町田佳菜子

【転出】

主幹教諭 田中誠一（坂戸市立桜中学校（教頭）へ）
教諭 中善寺文子（日高市立高根中学校へ）
教諭 立元 亮（埼玉県平和資料館（主査）へ）
事務主事 長谷川朋子（小川町立東中学校（教諭）へ）

【転入】

教諭 秋馬孝文（日高市立高根中学校から）
教諭 内田翔太（狭山市立堀兼中学校から）
教諭 内田直敬（坂戸市立住吉中学校から）
教諭 菅原広大（新採用）
教諭 山上裕大（新採用）
事務主事 濱中麻有（新採用）

よろしく
お願いします

越生消防団新役員等をお知らせします

本 部

団長 小峰義政 副団長 奥富 明 鎌北淳也
指導部長 島野純一 部長 杉浦早苗 班長 清野奈布子

分団名	分団長	副分団長	部 長	班 長
第1分団	山地 雅樹	森田 良規	松本 裕一	遠藤 覚
第2分団	高橋 浩司	鈴木 誠	堀口 優	田島 貴充
第3分団	比留間悦生	山口 陽介	浅野 雅敏	石井 忠
第4分団	五十嵐一夫	深田 和孝	福島 芳昭	戸口 純
第5分団	田島 正樹	吉澤 達哉	関根 誠	宮崎 達也
第6分団	石田 勝美	福田 和紀	島田 豪	吉澤 秀明



◀新役員のみなさん

新入団員

若林百恵（本 部） 長澤拓也（第1分団）
吉田 翼（第2分団） 竹内研太郎（第2分団）
新井琢也（第5分団） 阿部夢也（第5分団）
杉澤宏人（第6分団）

◆ 越生消防団TOPICS ◆

奥富副団長が日本消防協会から「日本消防協会功労賞」を受賞されました。また、女性消防団が埼玉消防協会から感謝状を贈られました。おめでとうございます。



◀左から奥富副団長・杉浦部長・清野班長

6月1日から受付開始・高齢者の移動手段の確保と運転免許証の自主返納の促進を図ることを目的に

タクシーとバスの利用料金の助成事業を7月1日から試行開始します

この事業は、日常生活で必要とされる買い物や医療機関などへの交通手段を確保し、町民のニーズにあった利便性の高い公共交通サービスを提供するため、次の利用対象に該当する方に、タクシーとバスの利用券を交付し、その利用した運賃の一部を助成する事業です。

タクシー料金助成事業

対象 自動車運転免許証の返納者と70歳以上の高齢者で

自動車所有していない方
※当該年度に70歳に到達する方も含みます。

※本人または本人の家族等が自動車を持している場合は、自動車を日常利用の交通手段として使用することができない場合をいいます。ただし、事故等により一時的に自動車を所有していない場合は含まれません。

助成額 ○利用券(1枚あたり)・・・500円分

○年間交付限度枚数：72枚(年

度途中申請の場合、月割りになります)

使用制限枚数 1回の乗車で3枚(1500円分)まで

※タクシーを降車し、料金を支払ったことで1回とします。

注意事項 ○町内での乗降に限ります。

※埼玉医科大学病院(毛呂山町)は可能です。

○利用できる目的は、日常生活で必要とされる場所への移動とします(買い物、通

院、通所、公共施設、金融機関、駅、バス停等)。

○利用券の使用限度を超えた料金は自己負担となります。

○端数が生じた場合、自己負担となります。(例…運賃が1370円の場合は利用券2枚と自己負担370円)

○1か所に近所の方と乗り合わせることで、利用券を有効に使用することができま(例…利用登録者が3人で乗車した場合、4500円まで使用できます)。

利用できる場合・できない場合



飲酒のため



ゆうパークおごせ

バス助成事業

対象 自動車運転免許証の返納者と70歳以上の高齢者

※当該年度に70歳に到達する方も含みます。

助成額 ○利用券(1枚あたり)・・・1000円分

○年間交付限度枚数：200枚

使用限度枚数 1回の乗車で3枚(3000円分)まで

注意事項 ○利用券の使用限度を超えた料金は自己負担となります。

○端数が生じた場合、自己負担になります(例…運賃が2300円の場合、利用券2枚と自己負担300円)。

○申請月が年度途中の場合であっても、1年分の利用券を交付します。

利用までの流れ

①利用者証・利用券の申請

申請方法 6月1日(木)から企画財政課窓口へ交付申請書

を提出

※タクシー利用料金の助成を受ける場合は、顔写真(縦3cm×横2cm)を持参してください。

※代理申請もできます。

※利用券が使用できるのは7月1日からになります。

②利用者証・利用券の交付
申請後7日間以降(土・日曜日、祝日を除く)に企画財政課窓口へ受け取りにお越しください。その際、利用上の注意点を説明します。

③利用者証・利用券の利用
タクシーまたはバスを利用したときに、その利用券を運転手にお渡しください。その際、利用者証をご提示ください。

●説明会を開催します
この制度の内容について説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

日時 ①5月17日(水)、②18日(木)

時間 午後1時30分

場所 ①中央公民館2階集会所、②自然休養村センター

企画財政課企画担当

TEL内線223